

4 - 6 退 去

(1) 住宅返還届の提出

都営住宅等から退去する場合は、退去する日の14日前までに、受持ちの窓口センターに「住宅返還届」を提出してください。

提出が遅れた場合、受理日の翌日から14日目を退去日（返還日）とみなし、その日までの使用料（家賃）をいただくことになります。

(2) 鍵の返還

玄関の鍵3本と、クレセント錠等の付属鍵全てを、返還日までに受持ちの窓口センターに返却してください。

返還住宅での立会いはありません。

鍵が期日までに返却されない場合、鍵を取り替えた上で、補修工事を実施します。鍵を取り替えた費用は負担していただきます。

(3) 原状回復等の実施

原則として入居時の状態に戻してください。不注意等により破損したものや、汚れたものをそのままにして退去した場合は、補修にかかった費用を負担していただくことになります。

家財道具等をはじめ、全ての所有物を搬出してください。レンタル用品がある場合には、契約している事業者に戻却してください。

(4) 原状回復費用（賠償金）の請求

原状回復がされていない場合は、東京都住宅供給公社が代わって行い、その費用を請求します。

ただし、特に費用負担が困難な生活保護受給世帯、使用料の一般減免を受けている世帯などは、「住宅返還届」を提出するときに、窓口センターにご相談ください。

(5) 保証金の清算等

入居時に納入いただいた保証金は、未納の使用料等（退去月分を含む）及び原状回復費用（賠償金）に充当します。

ア 充当後に不足が生じた場合

不足分について請求しますので、移転先に送付される不足使用料等分及び賠償金分の「納入通知書」により、金融機関（東京都公金収納取扱店）で納入期限までにお支払いください。

イ 充当後に残額がある場合

住宅返還日から約3～4か月後に、移転先へ「郵便振替払出証書」でお返ししますので、必ず指定された期限までにゆうちょ銀行窓口で還付額を受け取ってください。

(6) その他

必ず電気、ガス、水道、電話を契約している事業者に退去の連絡をしてください。また、自治会にも退去することを連絡してください。

シルバーピア住宅は、ワーデン／生活援助員へ退去の連絡をしてください。

4-7 明渡請求

都営住宅等にお住まいの方は、次のような場合、明渡請求を受けることになりますので、このようにならないよう十分ご注意ください。

- 不正の行為により入居したとき。
- 正当な理由なく3か月以上使用料を滞納したとき。
- 許可なく1か月以上住宅を使用しないとき。
- 住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- 騒音、悪臭等の近隣迷惑行為が著しく悪質・深刻であり、かつ、注意・指導によっても是正されないとき。
- 住宅を取得したとき。
- 名義人または世帯員が暴力団員（※）であることが判明したとき。
- 東京都営住宅条例等又はこれに基づく知事の指示命令に違反したとき。
- 前各号のほか、知事が住宅の管理上必要があると認めたととき。

※ 暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定されている暴力団員のことをいう。

なお、高額所得者に対する明渡請求については47・48ページをご覧ください。

4-8 使用許可している住宅からの建替による移転

使用許可している住宅が築年数の経過により建替になるときは、住宅を移転していただきます。

- 事前に連絡し、説明会を開いて建替の説明をします。
- 移転先の住宅は東京都において用意します。ただし、移転先を用意するにあたって、個別の事情（通学、通院等）については用意しきれないこともありますのでご承知ください。
- 移転費等は、東京都の基準においてお支払いします。